

定年退職で、特例退職者医療制度(特退)に加入される方へ

1. ご本人の提出書類について（事業所経由で健保組合への送付となります）

提出書類	退職後、住所が変わらない方	退職後、住所が変わる方
特退資格取得申請書	○	○
預金口座振替依頼書（※1）	○	○
住民票（※2）	—	○

書類提出先は、「特例退職者医療制度のご案内」にてご確認ください。



※1：事前に金融機関でのお手続きが必要です。手続き方法については、【預金口座振替依頼書の手続方法】をご参照ください。

※2：発行後3ヶ月以内で、個人番号の記載の無い、続柄記載の世帯全員のもの。
ただし、被扶養者がいない場合は、本人のみの住民票でも可

【預金口座振替依頼書の手続方法】

- ・「預金口座振替依頼書」（当健保指定フォーマット）に必要事項記入、金融機関届出印を押印のうえ、ご自身で白黒のコピー（写）をご用意します。
原紙とコピー（写）の2枚を金融機関窓口にご持参のうえ、自動振替の手続きをしてください。
手続きが完了しましたら、コピー（写）分を受け取り、資格取得申請書一式と一緒にご提出ください。
- ・ゆうちょ銀行は、窓口でのお手続きができませんので、「預金口座振替依頼書」の原本に、通帳のコピー（口座名義、通帳記号番号、店名、店番、口座番号のページ）を添付してください。

■保険料口座振替に伴う手続方法について

手続内容	
本人手続き	<p>「預金口座振替依頼書」の「原紙」と「控（白黒コピー）」の2枚を窓口に持ち込み、口座振替の手続きをする。 ※金融機関に行く前に、コピーをとってください。</p> 
金融機関の対応	<p>「預金口座振替依頼書」の「原紙」と「控（コピー）」を受け取り、控（コピー）に確認印を押印し、本人へ返却する。 ※原本は、金融機関で受取る。</p> 

2. 新たにご家族を被扶養者として申請する場合

別途、被扶養者の加入申請が必要です。特例退職資格取得申請書にある「特例退職者医療制度のご案内」にてご確認ください。

※既に、当健保組合の被扶養者として認定されている方は、引き続き継続加入できますので、申請不用です。

3. 保険料の納付について

納付方法については、特例退職資格取得申請書にある「特例退職者医療制度のご案内」をご覧ください、3種類（毎月払・6ヶ月払・1年払）から選択してください。

※保険料の納付につきましては、加入手続完了後に送付する「特例退職者の資格取得について（ご通知）」にてご確認ください。

以上

富士通健康保険組合 特例退職担当

電話：044-738-3010

音声案内が流れますので「1」を2回入力願います。

(2022.1)